



## 新たに水道をご使用になるときは

新たに水道をご使用になるときは水道事業所へ届出が必要です。  
開始希望日の3営業日前までに下記のことについて電話等でご連絡ください。

- 1 ご住所(水道を使用する場所)
- 2 お名前(水道を使用する方)
- 3 連絡先の電話番号(携帯電話を含みます。)
- 4 使用開始日
- 5 水道を使用する人数
- 6 水道料金の支払方法(口座振替、納入通知書による支払いの別)
- 7 届出された方の住所・氏名・連絡先(使用者本人でないとき)

※ 前に住んでいる方が水抜き栓を閉めていることがありますので、水が出ないときは水抜き栓を開けてください。

(水抜き栓を開けても出ないときはご連絡ください。)

※ 賃貸住宅の水抜き栓の位置又は操作方法は、管理している不動産業者又は家主にご確認ください。

※ 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び、  
営業時間(8:30～17:30)外の受付・作業は原則として行いません。  
ご連絡は余裕をもってお願いします。



## 使用者名義を変更したいときは

水道料金の精算をせず使用者名義のみを変える場合や料金の支払い者名義(請求先)を変える場合は電話等でご連絡ください。

- 1 ご住所
- 2 現在の使用者名(名称)と、変更後の使用者名(名称)